

# 申告書の書き方（うら）

# 市民税・県民税の算出方法

# 令和3年度分 市民税・県民税申告の手引き

6 給与所得の内訳 (月別給与所得額の欄の方で、源泉徴収票の 内訳は記入してくださらない)									
月 収入金額(1月~6月)	月 収入金額(7月~12月)								
1 円 8	円 9								
2 円 9	円 10								
3 円 10	円 11								
4 円 11	円 12								
5	6								
賃与(ボーナス)等 合計									
勤務先所在地									
勤務先名称									
電話番号									
勤務した期間 月~ 月									
勤務先所在地									
勤務先名称									
電話番号									
※黒ボールペンで記入してください。									
11 総合課渡・一時所得の所得金額に関する事項									
A 収入金額	B 必要経費								
総合 短期	円 円								
課渡 長期	円 円								
一時	円 円								
右上の内訳を画面の間に、右の内訳を画面の左に記入してください。 右上の内訳を画面の左に記入してください。									
合計 A+B+C×1/2									
12 事業専従者に関する事項									
氏名	姓	名	生年	月	日	従事月数	専従者給与(控除)額	入籍年月	
明治 大平	・	・	明治 大平	・	・	月	円	月	
青色申告特別控除額		専従者給与(控除)額の合計額		円					
13 別居の扶養親族等に関する事項 (別居の扶養親族・配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください)		14 計算額又は株式等譲渡所得控除額に関する事項 (別居の扶養親族等に関する事項について記入してください)		配当割額		控除額		円	
氏名		姓		名		姓		名	
15 事業税に関する事項 (この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要があります)		16 寄附金に関する事項		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
非課税所得など		寄附金の額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
損益算出用の不動産所得		寄附金の額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
事業税の記述欄		寄附金の額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
前年中の開(閉)業 開始・廃止 月 日		17 家屋敷などに関する事項 (市町村に開業事務所、事業所又は家屋敷があり、千葉市内に住所がない方は、記入してください。また、事務所、事業所又は家屋敷の所在区と事業所、所有者の居住する区が違う場合は記載が必要となります)		事務所・事業所・家屋敷		事務所・事業所・家屋敷		円	
□ 他 都 道 県 の 事 務 所 等		前年中の所得金額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
代理申告者記入欄 (同世帯の親族の場合は、委任状を省略できます)		前年中の所得金額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
氏名		姓		名		姓		名	
住所		姓		名		姓		名	
18 所得金額調整控除に関する事項		あなたが該当するとき、口に付けてください。 賃借者・未成年者・寡婦・ひとり親 扶養親族がいる場合は、表面「①扶養者控除控除額」欄にその内訳を記入してください。		扶養親族がいる場合は、表面「①扶養者控除控除額」欄にその内訳を記入してください。		扶養親族がいる場合は、表面「①扶養者控除控除額」欄にその内訳を記入してください。		扶養親族がいる場合は、表面「①扶養者控除控除額」欄にその内訳を記入してください。	

＜その他＞

手引き等の内容についてご不明な点がある方は、下記の各市税事務所市民税課までお問い合わせください。

＜問い合わせ先＞

市民税・県民税の申告について	
中央・若葉・緑区の方	花見川・稻毛・美浜区の方
東部市税事務所市民税課	西部市税事務所市民税課
043-233-8140	043-270-3140

所得税の確定申告について	
千葉東税務署	043-225-6811
千葉西税務署	043-274-2111
千葉南税務署	043-261-5571

7 前年中収入のなかった方、生活保護法に基づく生活扶助を受けていた方の記入欄 (該当する番号に○をしてください)									
1 扶養されていた。	5 失業保険(雇用保険)を受けていた。								
2 病気療養中	6 預貯金で生活していた。								
3 (遺族)年金で生活していた。	7 その他(同じくどのように生活を立てていたか記入してください)								
※遺族、障害年金は未課税所得になりますので、 収入(1・收入金額)と所得金額への記載は 不要です。									
4 生活保護法による生活扶助を受けていた。									
年 月～ 年 月									
賃与(ボーナス)等									
合計									
8 事業・不動産所得に関する事項									
所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額					
事業	事業	円	円	円					
不動産	不動産	円	円	円					
9 配当所得に関する事項									
配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費					
株式	株式	年	円	円					
10 雑所得(公的年金等以外)に関する事項									
種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費						
扶助金	扶助金	円	円						
11 総合課渡・一時所得の所得金額に関する事項									
A 収入金額	B 必要経費	C 差引金額(A-B)	D 特別控除額	E 所得金額(C-D)					
総合 短期	円	円	円	円					
課渡 長期	円	円	円	円					
一時	円	円	円	円					
右上の内訳を画面の間に、右の内訳を画面の左に記入してください。 右上の内訳を画面の左に記入してください。									
合計 A+B+C×1/2									
12 事業専従者に関する事項									
氏名	姓	名	生年	月	日	従事月数	専従者給与(控除)額	入籍年月	
明治 大平	・	・	明治 大平	・	・	月	円	月	
青色申告特別控除額		専従者給与(控除)額の合計額		円					
13 別居の扶養親族等に関する事項 (別居の扶養親族・配偶者・扶養親族・事業専従者について記入してください)		14 計算額又は株式等譲渡所得控除額に関する事項 (別居の扶養親族等に関する事項について記入してください)		配当割額		控除額		円	
氏名		姓		名		姓		名	
15 事業税に関する事項 (この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要があります)		16 寄附金に関する事項		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
非課税所得など		寄附金の額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
損益算出用の不動産所得		寄附金の額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
事業税の記述欄		寄附金の額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
前年中の開(閉)業 開始・廃止 月 日		17 家屋敷などに関する事項 (市町村に開業事務所、事業所又は家屋敷があり、千葉市内に住所がない方は、記入してください。また、事務所、事業所又は家屋敷の所在区と事業所、所有者の居住する区が違う場合は記載が必要となります)		事務所・事業所・家屋敷		事務所・事業所・家屋敷		円	
□ 他 都 道 県 の 事 務 所 等		前年中の所得金額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
代理申告者記入欄 (同世帯の親族の場合は、委任状を省略できます)		前年中の所得金額		前年中の所得金額		前年中の所得金額		円	
氏名		姓		名		姓		名	
住所		姓		名		姓		名	
18 所得金額調整控除に関する事項		あなたが該当するとき、口に付けてください。 賃借者・未成年者・寡婦・ひとり親 扶養親族がいる場合は、表面「①扶養者控除控除額」欄にその内訳を記入してください。		扶養親族がいる場合は、表面「①扶養者控除控除額」欄にその内訳を記入してください。		扶養親族がいる場合は、表面「①扶養者控除控除額」欄にその内訳を記入してください。		扶養親族がいる場合は、表面「①扶養者控除控除額」欄にその内訳を記入してください。	

## 市民税・県民税の算出方法

$$\begin{array}{c}
 \text{税率} \\
 \text{給与・年金の所得} \quad \text{税率} \quad \text{年税額} \\
 \text{（換算表で算出）} \quad 8\% \quad = \text{市民税} + \text{市民税均等割} \\
 \text{事業等の収入} - \text{所得控除} \quad = \text{所得控除} + 3,500 \text{円} \\
 \text{事業等の収入} - \text{課税所得金額} \quad \text{税率} \quad \text{年税額} \\
 \text{（1,000円未満切捨）} \quad 2\% \quad = \text{県民税} + \text{県民税均等割} \\
 \text{（調整控除を含む）} \quad = \text{県民税} + 1,500 \text{円} \\
 \text{（100円未満切捨）}
 \end{array}$$

## 所得控除額一覧

控除額	
区分	保険料の支払金額
地 震	～50,000円 保険料×1/2
雜損除	50,001円～ 一律 25,000円
	～ 5,000円 保険料の全額
医療費控除の計算	※控除の限度額 200万円
	〔支払った医療費－保険等による補てん金額〕－〔総所得金額×5%又は10万円のいずれか少ない方の金額〕
地 震	～15,000円 保険料×1/2+2,500円
長 期	15,001円～ 一律 10,000円
	地震と旧長期の両方の保険料の支払がある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額 ※控除の限度額 25,000円

控除額	
区分	寡 婦 控 除
	26万円
● 旧 契 約	ひとり 親 控 除
	30万円
● 新 契 約	勤 労 学 生 控 除
	26万円
● 障 害 者 控 除	そ の 他
	26万円
● 配 偶 者 控 除	特 別
	30万円
● 配 偶 者 控 除	同 居 特 別 障 害 者
	53万円
● 配 偶 者 控 除	配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額 48万円 以 下
	区分① 区分② 区分③
● 新 契 約	480,001円～1,000,000円 33万円 22万円 11万円
● 新 契 約	1,000,001円～1,050,000円 31万円 21万円 11万円
● 新 契 約	1,050,001円～1,100,000円 26万円 18万円 9万円
● 新 契 約	1,100,001円～1,150,000円 21万円 14万円 7万円
● 新 契 約	1,150,001円～1,200,000円 16万円 11万円 6万円
● 新 契 約	1,200,001円～1,250,000円 11万円 8万円 4万円
● 新 契 約	1,250,001円～1,300,000円 6万円 4万円 2万円
● 新 契 約	1,300,001円～1,330,000円 3万円 2万円 1万円
● 新 契 約	1,330,001円～ 0円 0円 0円
扶 軽 控 除	一 般
	33万円
扶 軽 控 除	200万円以下
	45万円
扶 軽 控 除	200万円超
	45万円
扶 軽 控 除	基 础 控 除
	45万円
扶 軽 控 除	合計所得金額 2,500万円以上の場合 0円
	43万円 29万円 15万円

※下記の通り申告者本人の合計所得金額によって区分が変わります。

区分① 合計所得金額が 900 万円以下

区分② 合計所得金

# 申告書提出方法

«郵送による申告にご協力願います»

感染症等の拡大防止の観点から、可能な限り郵送による申告にご協力をお願いします。  
同封した返信用封筒に必要事項を記入し申告書と下記の添付書類を入れて郵送してください。

## 【添付書類】

① 本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）の写し

番号確認書類…マイナンバーカードの写し（記載内容に変更がなければ通知カードも可）、個人番号が記載された住民票の写し

身元確認書類…運転免許証、障害者手帳、保険証等の写し（保険証の写しを郵送で提出する場合は、その「保険者番号及び被保険者等記号・番号」が見えないよう、マスキングや黒塗りを施した状態で提出してください）

② 収入に関する書類…源泉徴収票、その他明細等

③ 医療費控除に関する書類…同封した医療費控除明細書（領収書の提出不可）

④ 控除（③を除く）に関する書類…生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、ふるさと納税受領書など

※詳細などについてのお問合せ先は5ページ下部を参照してください。

## 注意事項

※②～④については該当する方のみ提出してください（収入がない方は①のみ）。

※申告書下部に付属している「市民税・県民税申告受付書」は希望者のみ返送します。返送をご希望の方は返信用封筒に住所及び宛名をご記入の上、所要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※申告書の控えの返送をご希望の方は、上記封筒と合わせて、申告書のコピーを同封してください。コピーのないものにつきましては、「市民税・県民税申告受付書」のみ返送いたします。

※添付書類と申告書は必ずひとつの封筒に入れて送付してください。添付書類が多く、返信用封筒に入りきらない場合は、お手数ですがご自身で大きいサイズの封筒をご用意ください。

2月1日～3月15日の申告期間の会場については同封した別紙に記載しています。

申告期間中は大変込み合います。郵送での申告にご協力をお願いいたします。

その他の期間については市内の区役所で提出できます。

中央区役所	中央区中央 4-5-1	若葉区役所	若葉区桜木北 2-1-1	緑区役所	緑区おゆみ野 3-15-3
花見川区役所	花見川区瑞穂 1-1	稻毛区役所	稻毛区穴川 4-12-1	美浜区役所	美浜区真砂 5-15-1

## ■ 市民税・県民税申告書の印刷が、ホームページからできます ■

2月1日（月）からホームページで申告書が印刷できます。

令和3年度の市民税・県民税がいくらになるか試算できます。

試算はスマートフォンからもご利用いただけます。

※提出はホームページ上や電子メールではできません。印刷した申告書を郵送してください。

詳細は千葉市ウェブサイトにて → 市税のホームページ



# 申告書の書き方（おもて）

※黒ボールペンで記入してください。

## 手順1

すべての方が記載する必要があります

- ◆「1月1日の住所」  
令和3年1月1日現在の住所を記入してください。
- ◆「現住所」  
現在の住所を記入してください。「1月1日の住所」と同じ場合は同上に○をしてください。
- ◆「フリガナ・氏名・生年月日」  
すべて記入し、氏名の横に押印してください。
- ◆「世帯主の氏名」  
現住所の世帯主の名前を記載してください。本人の場合は本人と記載してください。
- ◆「業種又は職業」  
職業を記入してください。
- ◆「電話番号」  
日中に連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ◆「個人番号」  
マイナンバー（個人番号）を記入してください。

収入がなかった方・生活扶助を受けている方は  
5ページに進んでください

## 手順2

6ページの所得控除を参照しながら記入してください。

### ⑬社会保険料控除

本人以外の年金から特別徴収（天引き）されたものは含みません。**必要なもの：支払った証明書・領収書等**

### ⑯生命保険料控除・⑯地震保険料控除

控除証明書の控除対象額（支払金額）を記入してください。  
**必要なもの：保険会社等が発行した控除証明書**

### ⑰寡婦控除、ひとり親、勤労学生控除

該当する場合は記入してください。  
**必要なもの：学校等から交付を受けた証明書（学生証の写し等）**

### ⑯勤労学生控除

必要なもの：学校等から交付を受けた証明書（学生証の写し等）

### ⑯配偶者（特別）控除・同一生計配偶者・⑯扶養控除

該当する場合は記入してください。別居の場合は裏面「13別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。  
**個人番号を必ず記入してください。**

### ⑯雑損控除

必要なもの：り災証明書、災害関連支出の領収書等

### ⑯医療費控除

詳細は別紙「医療費控除を受けられる方へ」を確認してください。  
**必要なもの：医療費控除の明細書、医療費通知（原本）**

令和 [ ] 年度分 市民税・県民税申告書

千葉市長あて 令和 年 月 日提出

令和 年	1月1日の住所	現住所	同上
フリガナ	氏名	印	
生年月日	明・大・昭・平・令年月日生	宛名番号	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑯社会保険料控除	国民健康保険料 介護保険 後期高齢者医療保険	國民年金 その他 合計
⑯生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計	旧生命保険料の計 個人年金保険料の計
⑯地震保険料控除	8706 8806 8906	6506 6606
⑯扶養控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
⑯寡婦控除	ひとり親控除 死別 離別 配偶者控除	ひとり親控除 勤労学生控除 学校名 ・学年
⑯同一生計配偶者	扶養控除 個人番号 生年月日 明・大・昭・平	同一生計配偶者 配偶者の年 月日 明・大・昭・平
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯同一生計配偶者	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同一生計配偶者 配偶者の年 月日 明・大・昭・平
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯配偶者特別控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯扶養控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	同居別居 精・身・療 級・度
⑯勤労学生控除	扶養控除 個人番号 明・大・昭・平	